

7 弥 監 公 表 第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度財政援助団体監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 23 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



7 弥産第 126 号
令和 7 年 6 月 20 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度産業振興課財政援助団体等監査結果報告における監査
委員指摘事項に対する改善等措置及び検討状況の結果について
(通知)

定期監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和 6 年度財政援助団体等監査結果報告における
監査委員指摘に対する措置状況等報告書

項目番号	(1)	(産業振興課) 農業経営者の会補助金
監査結果報告における指摘事項 「情報交換会」として飲食店において 167,897 円支出されている。一人 3,500 円の会費を負担しているが、一人当たりの支出は約 6,200 円であった。 その他、「忘年会」として飲食店に 126,137 円支出されている。会員は一人 1,000 円、非会員は一人 3,500 円の会費を負担しているが、一人当たりの支出は約 7,600 円であった。 飲食代について、会費で不足している分を、補助金から支出されていることが確認した。 補助金等の見直しに関する指針（平成 24 年 10 月）の補助金等交付基準に下記の基準が明記されている。 ①原則として事業に要する経費を補助対象とすること。 ②交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営に係る経費は補助対象としないこと。 飲食費を補助金で支出する理由について、産業振興課より次の回答を得た。 「情報交換会(飲食店)は総会を開催した直後に実施しております。情報交換会の会費の個人負担を増額することを検討しましたが、増額することで参加する会員が減少する可能性があったため、通常どおりの補助金を充用しました。また、忘年会に関しても同様の考えで通常どおりの補助金の充用を継続しました。」 参加する会員が減少するという理由で飲食費を補助金で支出することは、補助金の交付基準に遵守しておらず不適切である。前年度に引き続く指摘であり、次年度以降、繰り返されることのないよう強く要望する。		

上記の指摘事項に対する措置状況等

対 象 課		産業振興課
原因・理由・背景 などの事情説明		情報交換会は総会を開催した直後に開催しており、当日会費の個人負担を増額することを検討しましたが、増額することで参加する会員が減少する可能性があったため、飲食代を充当していた。また忘年会についても同様の考えで飲食代を充当していた。
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和7年度中に。
	誰が (どこが)	農業経営者の会事務局（産業振興課）と農業経営者の会会長が。
	何を (どこを)	補助金の使用用途について協議を行う。
	どのように 措置（改善） した（する）	農業経営者の会年会費を昨年度の1人あたり1,000円から増額して徴収し、補助金から飲食代を支出することの無いよう改善を図る。
情報 の 共 有	措置状況に関 する課内周知	監査後の指摘事項を課内で報告し、措置状況は課内決裁にて周知する。